

自動車、自動車部品の関税については、まず、日米貿易協定の協定本文第五条一において、各締約国は、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改善すると両締約国の義務を規定した上で、それぞれの締約国の附属書において市場アクセスの具体的な改善の仕方を記載をしております。

そして、米国の附属書には、自動車、自動車部品について、関税の撤廃に関して更に交渉すると書かれており、これが米国が第五条一の規定に基づいて市場アクセスの改善を行う具体的なやり方となります。

その上で、九月二十五日の日米共同声明パラグラフ三では、日米で今後どの分野を交渉するのかその対象をまず協議することとしており、今後の交渉の内容はこの協議の中で決まっていくこととなりますが、更なる交渉による関税撤廃で合意をしている自動車、自動車部品については交渉の対象となります。

具体的な関税撤廃時期は今後の交渉によりますが、TPPⅡでも自動車は二十五年、トラックは三十年という長いスレーキングとなっており、関税撤廃までの期間が、今後の交渉の結果、短縮されることもあり得ると考えております。

日米デジタル貿易協定についてのお尋ねがありました。

日米デジタル貿易協定は、日米間で円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立するものであります。

その上で、これからの時代の経済を牽引するデジタル貿易のルール作りにおいて、その先進国たる日米両国が引き続き主導的な役割を果たしていくことが重要と考えています。

我が国としては、六月のG20大阪サミットの機会に、DFFT、データ・フリー・フロー・ウイズ・トラストの考えに基づき、信頼性のあるデータ流通を促進するために立ち上げた大阪トラックの下、米国を始めとする関係国と連携してWTO電子商取引交渉を推進しているところであり、引き続き、デジタル貿易に関する国際的なルール作りに向け、日本が主導的な役割を果たしていく考えです。

本協定の締結及び我が国のDFFTに関する取組により、デジタル貿易が日米間、さらには多国間で一層促進され、経済的な結び付きが強固になるものと考えております。これらの取組が、我が国を含め自由で開かれた国際経済の発展につながることを期待しております。(拍手)

〔国務大臣西村康稔君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村康稔君) 中西哲議員から日米貿易協定に関する国内対策についてお尋ねがございました。

今回の協定を踏まえた国内対策については、十月一日に政府のTPP等総合対策本部で決定した総合的なTPP等関連政策大綱改訂に係る基本方針に基づき、経済効果分析も含め、本協定の成果を最大限に生かすため、必要な政策の検討を進めていくこととしております。

具体的には、TPPⅡ、日EU・EPAの発効後の動向も踏まえ、政策を改めて体系的に整理をし、前回の決定から二年経過した総合的なTPP等関連政策大綱を改訂することとします。

大綱の改訂に当たっては、なお残る農家の皆さんなどの不安にもしっかりと寄り添い、万全の対策を講じていくことが必要です。

基本方針に示されているとおり、特に中小企業の海外展開支援等を通じた日本企業、日本産品等の新たな市場の開拓、国内企業と外国企業からの投資のマッチング等を通じた国内産業の競争力の強化、生産基盤の強化等を通じた強い農林水産業、農山漁村の構築にしっかりと取り組むことで、我が国経済の更なる発展につなげてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 那谷屋正義さん。

〔那谷屋正義君登壇、拍手〕

○那谷屋正義君 立憲民主党の那谷屋正義です。私は、立憲・国民・新緑風会・社民の会派を代

表し、ただいま議題となりました日米貿易協定、日米デジタル貿易協定について質問いたします。

質問に先立ち、一言申し上げます。

安倍政権は、本日で歴代最長政権になったそうです。本来ならばお祝いの言葉でも申し上げますところでしょうが、そういう状況になっておりません。今国会での安倍政権のいたらくは、これまでに以上にも無残であります。

安倍内閣は、僅か六日間の間に、適材適所のはずだった菅原経産大臣、河井法務大臣という重要閣僚が相次いで辞任に追い込まれるという異常事態に陥りました。安倍総理は、任命責任は私にあるというもはや聞き飽きた言葉を繰り返し、挙げ句の果てに、政治家として自ら説明責任を果たすべきだと他人事のような答えを繰り返す有様でした。

そこに浮上したのが、安倍総理自身に対する桜を見る会といわゆる前夜祭の問題です。総理主催で税金で運営される桜を見る会に自らの後援会の人間を際限なく招いて供応するという、公私混同の極みとしか言いようのない大問題であり、その前夜祭についても数々の問題点が指摘されております。

これまでも数々の不祥事を抱えてきた安倍内閣ですが、今度もまた安倍総理自身に直接関わる大問題です。総理自身の言葉を借りれば、今こそ政

治家として自ら説明責任を果たすべきときです。

こうした事態を招いた張本人の安倍総理をただため、規則にのっとって野党が要求した予算委員会からいまだに逃げ回る安倍総理に対し、あえて、以下、質問をいたします。

第一に、毎年恒例となっている総理主催の桜を見る会についてです。

第二次安倍政権になってから、会の規模が急速に拡大し、参加者数が急増する一方、予算の不足額まで急増しました。

総理は、会の参加者数が急増していたことに関して、総理自身が何らの指示や示唆は一切せず、規模拡大については一切関わっていないとこの場で断言できるのでしょうか。自身の後援会会員が大勢いることを一度も不思議に思わなかったのでしょうか。事務所が勝手にやったことと言うなら、菅原、河井両大臣は事務所、秘書の監督責任を問われて辞任してはいますが、総理御自身の監督責任はどう取るつもりでしょうか。

第二に、総理は、十一月八日の本院の予算委員会において、招待者の取りまとめには関与していないと断言されました。

総理自身の後援会関係者などへ、安倍晋三事務所名で、報道されているような招待状を方々に送り、そのコピーまで許して参加者を集めていた実態を全く知らなかったというのでしょうか。また、

どのくらいの関係者が桜を見る会に来ているかの報告も一切事務所から受けていなかったというのでしょうか。国民はこの説明で納得すると一〇〇％断言できますか。

第三に、いわゆる前夜祭についてです。

総理は、安倍事務所の人間が受付をして、ホテル名義の領収書を渡していたことを明らかにされました。しかし、安倍事務所が、何人来て幾ら掛かるかも分からない会の受付をして、ホテルの領収書を渡したのでしょうか。桜を見る会ツアーを企画した旅行会社はホテルとの交渉には一切関与していないと回答していますが、この会に関する計算書、明細書の類いは絶対ないと断言できますか。なぜ明細書の類いが無いとお考えでしょうか。

総理は、また、前夜祭が五千円でできたことについて、参加者の大多数が宿泊者と明言されましたが、二〇一五年に安倍事務所が配った文書では会場と宿泊先が異なっているとの報道があり、総理の説明と完全に矛盾します。事実と証拠に基づいた説明を求めます。

第四に、そもそもこの前夜祭について、主催者は誰なのでしょうか。総理御自身でしょうか。安倍晋三後援会なのでしょうか。ほかの団体でしょうか。まさかホテル主催なのでしょうか。事実と証拠に基づいた御認識をお聞かせください。

第五に、安倍総理は、桜を見る会やその前夜祭に関して、公職選挙法及び政治資金規正法にのっとって適切に対処していると明言されています。

今後、この桜を見る会関連の政治活動に関して、安倍晋三後援会を始めとする安倍晋三衆議院議員関係の政治団体の政治資金収支報告書を訂正することなど、よもやないということでもよろしいでしょうか、御答弁ください。

第六に、こうした中で、来春の桜を見る会を中止することにされました。中止をすることでむしろ問題はクローズアップされたのではないのでしょうか。まさか、今年の招待状、招待者リスト、開催要項を廃棄してしまったので来春は実施できないということではないでしょうか、中止の理由について明確にお答えください。

さらに、一部報道によれば、桜を見る会に関し、参議院自民党事務局が今年一月、夏に改選を迎える所属議員に関係者などを四組まで招待できる案内状を送付したとのことです。ゆゆしき問題です。安倍事務所のみならず、参議院自民党は、選挙を迎える議員のために桜を見る会の招待状を使ったと見られても仕方ありません。事実関係の確認を求めます。

以上、全ては疑惑を向けられた安倍総理のみが答えることのできる質問であり、真摯にお答えいただきたいと思います。いずれにせよなどといっ

た質問内容をはぐらかすだけの官僚用語は絶対に使わないでいただきたい。自らの言葉で御説明ください。

続いて、日米貿易協定について質問いたします。

二〇一九年四月に日米物品貿易協定交渉として始まったはずの日米間の交渉は、日米貿易交渉に名前がすり替わりました。また、何の説明もないまま、日米物品貿易協定ではなく日米貿易協定と日米デジタル貿易協定が作成されました。

一般の交渉や協定の名前の変更の経緯に加え、物品貿易とは無関係のデジタル貿易協定を作成した明確な理由を茂木外務大臣に伺います。

その上で、九月二十五日の首脳会談後、トランプ大統領は、すばらしい新貿易協定の第一段階を正式に発表すると表明し、かなり近い将来、更に多くが続くと述べました。米国が今後、政府がかたくな否定をしている包括的なFTA、すなわち日米FTAを目指す方針であることに疑いの余地はありません。しかし、政府は、今後について予断を持って申し上げることは差し控えると繰り返すばかりで、全く議論には応じません。

改めて伺いますが、今後について予断しないと説くのであれば、なぜ日米共同声明に、協定の発効後、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図であるとの方向性を明記することに

合意したのですか。安倍総理の誠意ある答弁を求めます。

次に、農林水産品の合意内容と影響試算について伺います。

日本は、関税撤廃、削減等を約束した全ての農林水産品について、協定の発効時からTPP21締約国に対する現在の優遇関税率と同じ税率まで一気に引き下げることを約束しました。TPP21や日EU・EPAの発効を背景に合意を急ぐ米国に対して、なぜこのような譲歩を行う必要があったのですか。

二〇一八年九月の日米共同声明で、農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限と約束しているにもかかわらず、全ての農林水産品の譲許水準がTPPの範囲内であったとしても、関税率を一気に引き下げることで自体がその約束に反しているのではないのでしょうか。安倍総理の認識を伺います。

特に、牛肉に関しては、米国に対して関税削減を約束したことを受け、今後、米国からの輸入量を含む形で設定しているTPP21の牛肉セーフガードの発動基準数量を引き下げることが急務となります。しかし、豪州のマッケンジー農相はTPP21の見直しに否定的な見解を示しています。TPP21の国会論議の際、当時の茂木経済再生担当大臣は、牛肉セーフガードの発動基準数量

の見直しについて各国の理解を得ていると強調していましたが、それはうそだったのでしょいか。見直しの実現に向けた根拠と併せて、西村経済再生担当大臣の明確な説明を求めます。

さらに、政府は、日米貿易協定による農林水産物の生産減少額を約六百億円から約一千百億円と見込みました。しかし、この試算には、TPP二や日EU・EPAの影響など、想定されるべき影響が加味されていません。にもかかわらず、まだ予算も付いていない国内対策を実施することにより、国内の生産量が維持されるとの都合の良い前提が置かれています。

こんな恣意的な影響試算はやはりやり直すべきではありませんか。江藤農林水産大臣の認識を伺います。

次に、自動車、自動車部品の合意内容をめぐる問題について伺います。

日米貿易協定において、対米輸出総額の約四割を占める自動車及び自動車部品は、関税撤廃が見送られました。その理由について、茂木外務大臣は、自動車、同部品の電動化、自動走行技術の進展等による部品構成やその重要度の変化を見極める必要があった旨説明しましたが、これまでも、自動車、同部品の技術等の進展を踏まえながら経済連携協定交渉を進め、関税撤廃を獲得してきたはずであります。

日本にとって最も重要な成果を一切勝ち取れないまま、僅か五か月間で交渉で合意したのはなぜでしょうか。全ての品目について関税撤廃を見送る必要があったのですか。茂木外務大臣の具体的な説明を求めます。

自動車、同部品の関税撤廃を実現できなかったにもかかわらず、政府の説明する日米貿易協定の関税撤廃率及び経済効果分析は、これらの関税撤廃が実現した場合の数値となっています。実際は、現状では米国側の関税撤廃率は約五割程度にとどまり、また、経済効果も相当程度低くなることが見込まれます。衆議院の審議でも、この事実に対する結果を正すよう何度も指摘されましたが、政府はこれに応じません。

自動車、同部品の関税撤廃を含まない本当の関税撤廃率及び経済効果を誠実に公表すべきではありませんか。安倍総理の認識を伺います。

また、自動車、同部品の関税撤廃が見送られた日米貿易協定は、WTOが求めるおおむね九割の関税撤廃率には遠く及ばず、WTO協定に違反するとの指摘が多数なされています。しかし、政府は、WTO協定と整合的であると繰り返しています。

このまま現実に反する根拠なき説明を行い続けることは、自由貿易を推進する日本に対する国際的な評価を下げてしまうことになりませんか。W

TO協定に整合的であると具体的な根拠と併せて、安倍総理の説明を求めます。

さらに、発動が懸念される米国の一九六二年通商拡大法第二百三十二条、いわゆる二百三十二条に基づく自動車、自動車部品に対する追加関税措置について、茂木外務大臣は、日米首脳間のしっかりとした約束であると説明しました。そんな重要な約束なのに、米国ではライトハイザー通商代表が、現時点で日本車に追加関税を課す意図はないと述べています。

本当に米国が将来的に日本に対して追加関税措置を課しないと確約できるのでしょうか。茂木外務大臣の認識を伺います。

加えて、二百三十二条と同様に発動が懸念される自動車、同部品に対する数量規制等の保護主義的措置について、茂木外務大臣は、数量規制等を課さないことを閣僚間で確認したと説明しました。しかし、この約束は口約束にとどまり、証拠となる議事録も示されていません。

なぜ明確な文書として約束を取り付けなかったのですか。この約束は首脳間においても確認されているのですか。安倍総理の認識を伺います。

ここで、参議院の審議に向けても、日本に対して追加関税措置及び数量規制等を課さないことを約束した日米首脳・閣僚会談の議事録の速やかな公表を求めます。

最後に、いま一度申し上げます。

それぞれが説明責任を果たすべきという総理の言葉は、今、そのまま安倍総理に返ってきています。桜を見る会に関わる問題は、総理御自身の問題である以上、この本会議での答弁に加え、やはり予算委員会に出てきて説明責任を果たすのが総理大臣として最低限の務めです。国民の疑惑に答えるべく、安倍総理の決意をお聞かせください。

長期政権のおごり、ゆがみは目に余ります。日米貿易協定に関わる問題も含めて、与えられた原稿をただ読むのではなく、総理自身の言葉による真摯な答弁を求め、質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 那谷屋正義議員にお答えをいたします。

桜を見る会の規模の拡大についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、昭和二十七年以来、内閣総理大臣が、各省庁からの意見等を踏まえ、各界において功績、功労のあった方々などを幅広く招待し、日頃の御労苦を慰労するとともに、親しく懇談する内閣の公的行事として開催しているものです。

他方、同会については、内閣官房及び内閣府が招待者の最終的な取りまとめを行っているところ、

長年の慣行の中で行われてきたところではあります。招待者の基準が曖昧であり、結果として招待者の数が膨れ上がってしまった実態があると認識しています。

また、私は内閣官房及び内閣府における最終的な取りまとめプロセスには一切関与していませんが、私の事務所が内閣官房からの推薦依頼を受け、幅広く参加希望者を募ってきたと承知しており、私自身も事務所から相談を受ければ推薦者について意見を言うこともありました。

このようなこれまでの運用については大いに反省すべきであり、今後、私自身の責任において招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含め、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行ってまいります。桜を見る会の招待者に関する私の関与等についてお尋ねがありました。

まず、桜を見る会の招待者については、内閣官房及び内閣府が最終的な取りまとめを行っているところ。取りまとめの前提として、長年の慣行で内閣官房から官邸内や与党にも推薦依頼を行っており、私の事務所もこれまで推薦を行ってききました。

私の事務所においては、後援会の関係者を含め、地域で活躍されているなど、桜を見る会への参加にふさわしいと思われる方を始めとして、幅広く

参加希望者を募ってきたところです。私自身も事務所から相談を受ければ推薦者についての意見を言うこともありました。が、実際の事務所における推薦作業の詳細は承知しておりません。

また、桜を見る会前日に開催された夕食会の参加者数等から桜を見る会へのおおむねの参加者数を推測することはできませんでした。現場においてもどれぐらいの人数が集まっているかを聞くこともありませんが、毎回正確な参加人数の報告は受けておりません。

桜を見る会の現在の運用について国民の皆様から様々な御批判があることは十分承知をしており、今後、招待基準やプロセス等をしつかり再構築してまいります。

来年度の桜を見る会を中止した理由についてお尋ねがありました。

桜を見る会については、長年の慣行の中で行われてきたことではあります。招待者の選定基準が曖昧であり、結果として招待者の数が膨れ上がってしまったのが実態です。

こうした運用を大いに反省し、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとともに、予算や招待人数も含めて、全般的な見直しを幅広く意見を聞きながら行うこととしたところであります。

このような経緯を踏まえ、この際は、しつかり

と検討する時間が必要であり、来年度の開催は中止すべきと判断したところであります。

桜を見る会の前日に開催された夕食会についてお尋ねがありました。

まず、二〇一三年以降、毎年、桜を見る会の前日に夕食会を開催しておりますが、夕食会場については、参加者の利便性の観点から、結果的に参加者の多くが宿泊するホテルとしておりました。

二〇一五年は、当初、夕食会場であり、かつ多くの参加者が宿泊することが予定されていたホテルにおいて、事務的な手違いにより夕食会場が確保できないことが判明し、急遽別のホテルに夕食会場を変更したとの事情があったと聞いております。このため、二〇一五年に限っては結果として大多数の参加者の宿泊先が夕食会場と同一ではなくなりましたが、ホテル側と相談を行った結果、提供するサービスの内容や参加者の規模等を勘案し、一人当たり五千円という価格設定になったと承知しております。

なお、同夕食会に関しても、参加者が実費を払って、支払っており、安倍晋三後援会としての収入、支出は一切ありません。

来年度の桜を見る会を中止した理由についてお尋ねがありました。

桜を見る会について……（発言する者あり）失礼しました。桜を見る会への自民党の推薦につ

てお尋ねがありました。

桜を見る会については、内閣官房及び内閣府が取りまとめを行っており、その前提として、長年の慣行で与党にも推薦依頼を行っているところであります。自民党内の推薦の経緯等については、参議院幹事長から御説明があったものと承知しておりますが、政府としては把握しておりません。

桜を見る会等に関する私の説明についてお尋ねがありました。

予算委員会を始め国会の運営については、国会において決定されるものと認識しております。私としては、国会より出席を求められれば、誠実に対応してまいりたいと考えております。

日米間の今後の交渉についてお尋ねがありました。

トランプ大統領の発言一つ一つについてコメントすることは差し控えますが、御指摘の共同声明の記述は、昨年九月の日米共同声明において、日米貿易協定の議論の完了の後に、他の貿易、投資の事項についても交渉を行う旨が規定されていることを受けて明記されたものであります。

ただし、今後の交渉については、どの分野を交渉するかについて、その対象をまず協議することとなっております。そのため、今後の交渉自体についても、現時点において予断を持って申し上げることは差し控えます。

いずれにせよ、我が国の国益に反するような合意を行うつもりはありません。

農林水産品の関税率の引下げについてお尋ねがありました。

今回の貿易協定では、日本の農林水産品について、過去の協定で約束したものが最大限であるとした昨年九月のトランプ大統領との共同声明に沿った結論が得られたと考えています。

なお、TPP協定においても、当初の発効に遅れて締約国となった原署名国に対して、締結時点で当初の締約国と同じ関税率を適用できることとしており、この点でも、日米貿易協定によって米国内に譲許された農産品の関税が直ちにTPPと同水準になったとしても、それが昨年九月の日米共同声明に反しているとの御指摘は当たりません。

いずれにせよ、こうした交渉結果については、JA全中から、中家会長の談話として、合意内容は昨年九月の日米共同声明の内容を踏まえた結論と受け止め、特に、米については米国への関税割当て枠の設置が見送られることとなり、生産現場は安心できるものと考えているとの評価が発表されたものと承知をしております。

日米貿易交渉における関税撤廃率及び経済効果の試算についてお尋ねがありました。

日米貿易協定では、自動車、自動車部品については、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉に

よる関税撤廃を明記しました。関税撤廃がなされること前提となっている以上、関税撤廃率及び経済効果について、これを基に試算することが当然と考えています。

その上で、自動車及び同部品の関税を現状のままとした関税撤廃率及び経済効果を試算することは、あくまで関税撤廃がなされることが前提となっている今回の交渉結果に反するものであり、具体的な撤廃時期などに係る今後の交渉にも悪影響を与えないことから、差し控えたいと思います。

関税撤廃率とWTO協定との整合性についてお尋ねがありました。

新たに譲許される品目にWTO協定の枠組みの下で無税とされているものを含めれば、二〇一八年の貿易額ベースで、関税撤廃率は、日本が約八四％、米国が九二％となることから、本協定はWTO協定と整合的であると考えています。

自動車、自動車部品に対する数量規制等についてお尋ねがありました。

数量規制、輸出自主規制等の措置については、米国としてこれらを求めない旨を茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で直接確認していると承知しています。

また、私とトランプ大統領との間では、日本の自動車、自動車部品に対して、米国通商拡大法二三二条に基づく追加関税が課されないことを、日

米首脳会談において、少人数会合及び全体会合で直接確認いたしました。

これらを踏まえ、首脳会談に際して私とトランプ大統領との間で発出した日米共同声明の文書では、協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らないと明記されているところであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣茂木敏充君登壇、拍手〕

○国務大臣(茂木敏充君) 那谷屋議員から日米貿易協定の名称及び日米デジタル貿易協定の作成理由についてお尋ねがありました。

昨年九月の日米共同声明では、工業品と農産品について交渉の対象にし、その他早期に結果が生じ得るものも対象にする旨、合意をいたしました。

当該共同声明に沿って交渉を行った結果、合意した協定の正式名称は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定、英語では TRADE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA とすることにいたしました。いずれにしても、本協定は日米の物品の関税を対象にしたものであり、物品貿易に関する協定です。

また、この日米貿易協定とは別途、その他早期に結果を生じ得るものとして、今回、日米デジタル貿易協定について、日米間で最終合意、署名を

しました。日米デジタル貿易協定は、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールの整備を目的とする協定でありまして、物品関税の撤廃、削減を規定する日米貿易協定とは性格が異なることから、別途の協定としたものであります。

自動車、自動車部品の合意内容についてのお尋ねがありました。

自動車、自動車部品の関税については、協定本文及び附属書Ⅱによってその取扱いを規定しております。

まず、協定本文の第五条一において、各締約国は、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの規定に従って、市場アクセスを改善すると両締約国の義務を規定した上で、それぞれの締約国の附属書において市場アクセスの具体的な改善の仕方を記載しております。そして、米国の附属書には、自動車、自動車部品について、関税の撤廃に関して更に交渉すると書かれており、これが米国が第五条一の規定に基づいて市場アクセスの改善を行う具体的なやり方となります。

このように、自動車、自動車部品については、関税撤廃がなされることを前提に、市場アクセスの改善策としてその具体的な関税撤廃等について今後交渉が行われることとなります。

自動車については、現在、電動化、自動走行に

よる大変革期にあり、今後、様々な部品構成やその重要度も変わっていく可能性が高いと考えております。

具体的にということですが、例えば、電動化によって電動源がエンジンからモーターに変わること等によりまして、今の部品点数約三万点が、電気自動車では部品点数そのものが二万点にまで減少すると予測されております。そうした状況を見極めて、引き続き協議を行っていくことが適切と判断したものであります。

もちろん、今後の交渉において、できる限り早期の関税撤廃に向けて協議を進めてまいります。

最後に、自動車等に関する追加関税措置についてお尋ねがありました。

自動車、自動車部品に係る米通商拡大法二二三条の扱いについては、日米首脳共同声明において、両国は、協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない旨を明記、そして、これが日本の自動車、自動車部品に対して追加関税を課さないという趣旨であることは、首脳会談で安倍総理からトランプ大統領に明確に確認をしております。同盟関係にある日米両国の首脳間の合意であり、極めて重い了解事項であると考えております。

また、日本として、協定発効後、この協定を共同声明にあるよう誠実に履行していくのはもちろん

んのことであります。(拍手)

〔国務大臣西村康稔君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村康稔君) 那谷屋正義議員から牛肉セーフガードの発動基準数量の見直しについてお尋ねがございました。

TPP11につきましては、発効後の運営等について具体的に話し合っている段階であり、また、いまだ国内手続を完了していない国ができるだけ早期に締約国となるよう働きかけをしているところであります。

本件につきましては、いずれかの時点でTPP関係国と協議を開始する必要があると考えておりますが、TPP11も発効から間もないこともあり、日米貿易協定の発効後の実際の輸入状況などを見極めつつ、適切なタイミングで関係国と相談を行うこととしております。また、この旨を関係国に伝えているところであります。オーストラリアのバーミンガム貿易大臣にも、私からこの旨伝えております。(拍手)

〔国務大臣江藤拓君登壇、拍手〕

○国務大臣(江藤拓君) 那谷屋議員の御質問にお答えいたします。

日米貿易協定による農林水産物への影響試算についてお尋ねがありました。

これまで、TPP11や日EU・EPAの影響については、各協定の審議の際に協定ごとの影響

試算を個別にお示ししております。今回は日米貿易協定の審議のため、日米貿易協定の影響をお示しましたが、日米貿易協定とTPP11を合わせてTPP11を超えているのかといった御指摘に応えるため、今回は日米貿易協定とTPP11を合わせた影響試算もお示したところでございます。

これまで、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業など約一兆二千九百三十四億円の体質強化対策や、牛・豚マルキンの補填率の引上げ等の経営安定対策の充実などの国内対策を行い、その効果が確実に現場では出てきております。

今後とも、更に万全の対策を講じることで生産基盤を強化し、国内生産量の維持拡大を図っていくことができると考えておりますので、試算をやり直す考えはございません。(拍手)

○議長(山東昭子君) 答弁の補足があります。安倍内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど答弁漏れがございましたので、補足して答弁させていただきます。

桜を見る会の前日に開催された夕食会についてお尋ねがありました。

まず、夕食会の主催者は安倍晋三後援会であり、同夕食会の各種段取りについては、私の事務所の



職員が会場であるホテル側と相談を行っており、事務所に確認を行った結果、その過程においてホテル側から明細書等の発行はなかったとのことであります。

夕食会の費用については、ホテル側との合意に基づき、夕食会場入口の受付において安倍事務所の職員が一人五千円を集金し、ホテル名義の領収書をその場で手交し、受付終了後に集金した全ての現金をその場でホテル側に渡すという形で参加者からホテル側への支払がなされたものと承知しております。なお、当該受付の際にはホテル側職員も立ち会っていたところであります。

このように、同夕食会に関して安倍晋三後援会としての収入、支出は一切ないことから、政治資金収支報告書への記載は必要ないものと認識しております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 矢倉克夫さん。

〔矢倉克夫君登壇、拍手〕

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

会派を代表し、ただいま議題となりました両協定、特に日米貿易協定について御質問いたします。今般まとめられた両協定、とりわけ日米貿易協定は、経済成長、消費者利益、自由貿易推進などの諸点において意義あるものと評価をいたします。一方、政府にまず強く求めたいことは、協定に

より影響を受ける可能性のある方々、特に農家を徹底的に支えることであります。これなくして自由貿易推進への理解はあり得ません。

その上で、政府には、自由貿易の旗手として多国間協調主義を守ることにも全力を挙げていただきたい。自由貿易の価値は、お互いの優れた点を共有し、全体を押し上げる協調の精神であります。これは、自国の利益のみを時に他国の犠牲の下に追求する保護主義とは対局にあります。

以上を前提に、まず、農業支援についてお伺いをいたします。

政府は、今回の交渉による農林水産物の生産減少額を約六百億から千百億円と試算します。生産する量は減らず、競争により販売単価が低下した前提であるとのことですが、消費者にはプラスの数値である反面、生産者側にとっては単純に売上高の減少となります。

農業の生産性を高めコストを低下させることで、生産者の利益、利潤を維持する、これが政府の責任です。

そのために重要なことは、生産関係者の連携、力を合わせる仕組みづくりであります。産地・パーアップ事業や、今回、生産額の減少が試算されている畜産分野における畜産クラスター事業の維持及び更なる充実が求められております。この点に関し、農林水産大臣の御所見をお伺いいたしま

す。

豚コレラ改めクラシカル・スワイン・フィーバー、CSF対策についてお伺いをいたします。

私の地元埼玉県においても、疑似患畜五例目が確認をされました。CSF対策は、家畜伝染病予防法などの下、都道府県単位で対応することが基本であります。これ以上の蔓延を防ぐため、国としてもより積極的に県域を越えた広域による防止策に力を入れていただきたく思います。今後のCSF対策について、農林水産大臣にお伺いをいたします。

日米貿易協定を受けた農業支援につき、国際競争力のある分野に重点を置くべきとの意見もあるやに聞き及びますが、慎重であるべきです。競争力を高めることも政府の責任である一方、より以上に大事なことは、冒頭申し上げた趣旨にのっとり、自由貿易推進によっても誰も取り残されない経済をつくることでもあります。特に、条件不利地や中山間地域なども含めた農業基盤の整備をするべきです。これは、自由貿易を進める政府の責任であります。農業支援一般の在り方について、総理の御所見をお伺いいたします。

政府は、協定による経済成長をGDP〇・八%、二〇一八年度換算で四兆円と見込みますが、これは、自動車及び自動車部品に関する関税撤廃を織り込んだものであります。試算に盛り込む以上、